

福島再生加速化交付金（第69回）の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

- ① 帰還・移住等環境整備（第55回）・・・・・・・・・・別添1
- ② 福島定住等緊急支援 【地域魅力向上・発信支援事業（第20回）】
・・・・・・・・・・別添2
- ③ 既存ストック活用まちづくり支援（第13回）・・・・・・・・別添3
- ④ 浜通り地域等産業発展環境整備事業（第7回）・・・・・・・・別添4

◆交付可能額について

福島県及び市町村等から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおりです。

| | | |
|-----------------------------|--------------|-----------|
| 事業費 | 23,307百万円、国費 | 17,110百万円 |
| うち、帰還・移住等環境整備 | | |
| 事業費 | 20,110百万円、国費 | 15,534百万円 |
| うち、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援事業） | | |
| 事業費 | 2,693百万円、国費 | 1,328百万円 |
| うち、既存ストック活用まちづくり支援 | | |
| 事業費 | 2百万円、国費 | 2百万円 |
| うち、浜通り地域等産業発展環境整備事業 | | |
| 事業費 | 502百万円、国費 | 246百万円 |

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金

事業概要・目的

- 福島の復興・再生に向けた課題を 第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を支援。

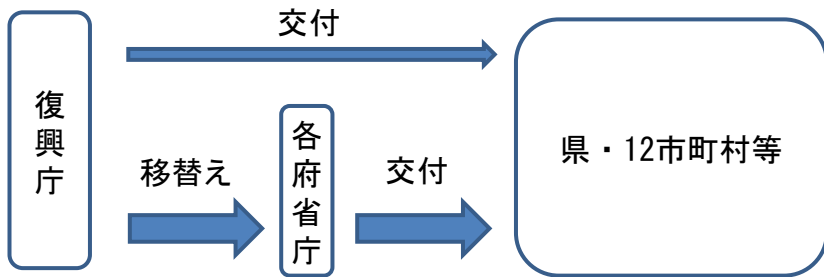
(参考) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日) (抄)

それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域を始めとする帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、帰還促進と新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を行う。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、浜通り地域等における担い手拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 対象区域
避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

| 交付金の対象 | 主な事業内容 |
|------------------|---|
| 帰還・移住等環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災12市町村等への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 <ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点等の整備(災害公営住宅、市街地の整備等) ・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等) ・新たな住民の移住等の促進に資する施策 |
| 長期避難者生活拠点形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の家賃低廉化等) ・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等) |
| 福島定住等緊急支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等) ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援 |
| 既存ストック活用まちづくり支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援 <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施 |
| 浜通り地域等産業発展環境整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る担い手拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援 |

福島再生加速化交付金（第69回）《帰還・移住等環境整備（第55回）》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：20,110百万円 国費：15,534百万円

※福島県、38市町村、2組合（158事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業

・飯舘村等において、産業団地の整備を行います。

《7,083百万円（5,320百万円）（3町村5事業）》

○農山村地域復興基盤総合整備事業

・福島県等において、農地等の整備を行います。

《2,791百万円（2,337百万円）（1県7市町村40事業）》

○被災地域農業復興総合支援事業

・福島県等において、農業用施設の整備を行います。

《2,767百万円（2,091百万円）（1県2町村4事業）》

○移住・定住促進事業

・福島県及び12市町村において、新たな住民の移住・定住の促進に資する施策を行います。

《3,416百万円（2,499百万円）（1県2事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第69回）《帰還・移住等環境整備（第55回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第69回）《帰還・移住等環境整備（第55回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第69回）《帰還・移住等環境整備（第55回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：加速化交付金班

担当：上野

電話：03-6328-0255

移住・生還加速班

担当：中山

電話：03-6328-0252

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第69回）
 《帰還・移住等環境整備（第55回）》市町村等別交付可能額

(単位：百万円)

| 県及び市町村等名 | 事業費 | 交付可能額【国費】 |
|----------|----------|-----------|
| 田 村 市 | 2 4 | 2 0 |
| 南 相 馬 市 | 3 7 4 | 3 3 4 |
| 川 俣 町 | 5 4 | 5 3 |
| 広 野 町 | 7 | 7 |
| 檜 葉 町 | 2 9 | 2 9 |
| 富 岡 町 | 2, 8 6 9 | 2, 2 0 6 |
| 川 内 村 | 1 7 | 1 6 |
| 大 熊 町 | 1, 3 9 5 | 1, 0 4 9 |
| 双 葉 町 | 5 4 7 | 4 3 3 |
| 浪 江 町 | 1, 8 0 9 | 1, 4 0 7 |
| 葛 尾 村 | 8 4 | 6 8 |
| 飯 舘 村 | 5, 2 7 4 | 4, 0 4 0 |
| 福 島 市 | 5 4 | 5 3 |
| 郡 山 市 | 1 4 | 1 4 |
| い わ き 市 | 5 6 | 5 5 |
| 白 河 市 | 5 | 4 |
| 相 馬 市 | 2 2 | 2 1 |
| 二 本 松 市 | 8 | 8 |
| 伊 達 市 | 6 | 6 |
| 本 宮 市 | 1 1 | 1 0 |
| 桑 折 町 | 5 | 5 |

(単位：百万円)

| 県及び市町村等名 | 事業費 | 交付可能額【国費】 |
|--------------------|--------|-----------|
| 国 見 町 | 2 | 2 |
| 天 栄 村 | 3 | 2 |
| 西 郷 村 | 0.5 | 0.5 |
| 泉 崎 村 | 0.5 | 0.4 |
| 矢 吹 町 | 0.7 | 0.6 |
| 棚 倉 町 | 8 | 8 |
| 矢 祭 町 | 1 | 1 |
| 塙 町 | 3 | 3 |
| 鮫 川 村 | 6 | 5 |
| 石 川 町 | 1 | 1 |
| 玉 川 村 | 6 | 5 |
| 平 田 村 | 0.8 | 0.8 |
| 浅 川 町 | 6 | 6 |
| 古 殿 町 | 0.5 | 0.4 |
| 三 春 町 | 9 | 9 |
| 小 野 町 | 7 | 6 |
| 新 地 町 | 0.3 | 0.3 |
| 福 島 県 | 7,354 | 5,605 |
| 福島地方水道 用水供給企業団 | 4 | 4 |
| 双葉地方水道企業団 | 36 | 35 |
| 計 (県、38市町村、2組合) | 20,110 | 15,534 |

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第69回)《帰還・移住等環境整備(第55回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・営農再開支援水利施設等保全事業 南相馬地区
【128百万円(124百万円)】

富岡町

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・営農再開支援水利施設等保全事業 富岡地区(基金型)
【207百万円(207百万円)】
- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
・農業基盤整備促進事業 富岡地区(基金型)
【187百万円(140百万円)】
- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
・富岡第二産業団地(仮称)整備事業 小良ヶ浜地区(基金型)
【2,461百万円(1,846百万円)】

大熊町

- 事業番号:12(下水道事業)
・大熊町西大和久地区復興拠点等整備(下水道整備)事業(基金型)
《新規》
【78百万円(58百万円)】
- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・農業水利施設等保全再生事業 大熊地区
【777百万円(586百万円)】
- 事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備等支援事業)
・大熊町産業交流施設整備事業
【540百万円(405百万円)】

双葉町

- 事業番号:10(都市防災推進事業)
・駅東地区復興まちづくり支援施設整備事業《新規》
【210百万円(140百万円)】
- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・農業水利施設等保全再生事業 双葉町
【105百万円(105百万円)】

浪江町

- 事業番号:11(道路事業)
・浪江町道路整備事業(都市計画道路六福線)
【121百万円(97百万円)】
- ・浪江町道路整備事業(北大坂上反町線)
【161百万円(129百万円)】
- 事業番号:20(水道施設整備事業)
・浪江町水道施設整備事業
【351百万円(234百万円)】
- 事業番号:37(子育て支援のための拠点施設整備事業)
・浪江町子育て支援拠点施設外構等整備事業《新規》
【41百万円(33百万円)】
- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
・農業基盤整備促進事業 浪江地区
【200百万円(150百万円)】
- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
・浪江町川添産業団地整備事業(基金型)《新規》
【436百万円(328百万円)】
- 事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備等支援事業)
・産学官連携施設整備事業
【173百万円(130百万円)】

飯舘村

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・農業水利施設等保全再生事業 飯舘地区《新規》
【222百万円(167百万円)】
- ・営農再開支援水利施設等保全事業 飯舘西部その1《新規》
【140百万円(140百万円)】
- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
・農業基盤整備促進事業 飯舘西部その2《新規》
【378百万円(293百万円)】
- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
・水稻育苗施設敷地造成事業
【254百万円(203百万円)】
- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
・飯舘村産業団地整備事業 深谷地区(基金型)《新規》
【3,634百万円(2,726百万円)】
- ・飯舘村産業団地整備事業 深谷地区
【421百万円(316百万円)】
- ・飯舘村産業団地整備事業 小宮地区(道路改良事業)
【131百万円(105百万円)】

福島県

- 事業番号:22(放射線測定装置・機器等整備支援事業)
 - ・環境放射能監視事業(旧:環境放射能監視資機材整備事業)
 - 【277百万円(269百万円)】

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
 - ・水利施設整備事業 請戸川地区(基金型)《新規》
 - 【60百万円(45百万円)】
 - ・水利施設整備事業 横川地区(基金型)《新規》
 - 【75百万円(56百万円)】
 - ・農地整備事業 小高北部地区(基金型)《新規》
 - 【47百万円(35百万円)】
 - ・農地整備事業 請戸地区(基金型)《新規》
 - 【160百万円(124百万円)】
 - ・農地防災事業 目倉沢第2地区(基金型)《新規》
 - 【23百万円(17百万円)】
 - ・農地防災事業 沢目第1地区(基金型)《新規》
 - 【21百万円(16百万円)】
 - ・農地整備事業 幾世橋地区(基金型)《新規》
 - 【120百万円(93百万円)】
 - ・農地整備事業 田尻地区(基金型)《新規》
 - 【85百万円(66百万円)】
 - ・農地防災事業 安太郎地区(基金型)《新規》
 - 【25百万円(19百万円)】
 - ・営農再開支援水利施設等保全事業 相双地区(基金型)
 - 【170百万円(165百万円)】

- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
 - ・水稻育苗施設整備事業 飯舘村
 - 【820百万円(615百万円)】
 - ・養液栽培施設整備 双葉町
 - 【1,636百万円(1,227百万円)】

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
 - ・避難地域への移住促進事業
 - 【1,548百万円(1,140百万円)】
 - ・福島再生加速化交付金市町村交付事業
 - 【1,868百万円(1,359百万円)】

福島再生加速化交付金(第69回)《帰還・移住等環境整備(第55回)》
交付可能額通知対象事業一覧

| 事業番号 | 事業名 |
|------|------------------------------|
| 10 | 都市防災推進事業(都市防災総合推進事業) |
| 11 | 道路事業(面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等) |
| 12 | 下水道事業 |
| 19 | 生活環境向上支援事業 |
| 20 | 水道施設整備事業 |
| 22 | 放射線測定装置・機器等整備支援事業 |
| 23 | 個人線量管理・線量低減活動支援事業 |
| 24 | 相談員育成・配置事業 |
| 25 | 保健衛生施設等施設・設備整備事業 |
| 26 | 被災者生活支援事業 |

| 事業番号 | 事業名 |
|------|-----------------------|
| 35 | 放課後児童クラブ整備事業 |
| 37 | 子育て支援のための拠点施設整備事業 |
| 39 | 保育所等の複合化・多機能化推進事業 |
| 40 | 農山村地域復興基盤総合整備事業 |
| 42 | 農業基盤整備促進事業 |
| 43 | 被災地域農業復興総合支援事業 |
| 46 | 原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業 |
| 47 | 原子力災害被災地域事業所整備等支援事業 |
| 49 | 移住・定住促進事業 |

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL : <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

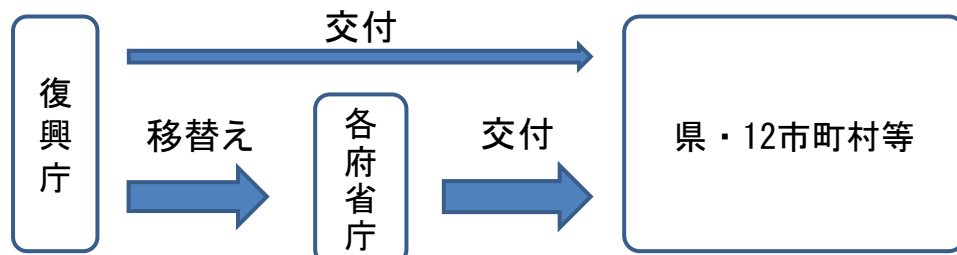
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

福島再生加速化交付金（第69回）
《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金）第20回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：2,693百万円 国費：1,329百万円

※福島県（25事業）に対する交付可能額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

一 地域の魅力向上・発信事業

①情報発信

- ・福島県において、風評動向調査、体験等企画実施及び情報発信コンテンツ作成の取組を実施します。

《1,716百万円（844百万円）（22事業）》

②外部人材

- ・福島県において、地域の語り部の育成の取組を実施します。

《40百万円（20百万円）（2事業）》

二 間接補助事業

福島県において、福島県内の市町村が行う地域の魅力向上・発信事業の取組への支援を実施します。

《937百万円（465百万円）（1事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：地域情報発信交付金 第20回事業概要
- ・別紙2：地域情報発信交付金の概要

本件連絡先

企画・国会・風評リスクミ・広報班

福島、竹内、三上

電話：03-6328-0248

地域情報発信交付金 第20回事業概要

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

- 地元産品や観光名所といった地域の魅力を発信するイベント等、福島 of 各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組を支援。
- 第20回事業では、25事業(事業費約2,693百万円(国費約1,329百万円))について、交付可能額を通知。

地域の魅力向上・発信事業

①情報発信事業

チャレンジふくしま世界への情報発信事業

①海外への福島復興PR事業

福島県知事が海外を訪問し、県の復興状況等を紹介するセミナーなどの情報発信等を実施。知事が直接、震災後の支援に対する御礼や復興が進む県の現状や魅力を現地の方々へ伝え、海外での風評払拭を図る。

②外国要人等を通じた風評払拭・魅力発信事業

輸入規制を継続する国・地域と風評が根強く残る欧米等を重点ターゲットとし、東日本大震災追悼復興祈念式典に参加する駐日外交団を対象に、福島県産品の展示・試食提供、パンフレット等により復興の歩みの紹介を行う。

③国際交流員による「ふくしまの今」発信事業

福島県に暮らす国際交流員が各自の視点で県の魅力や復興の様子を発信する。

ii) 体験等企画実施

iii) 情報発信コンテンツ作成

福島空港国内線利用・運航促進事業

①旅行エージェント招請事業

就航先、乗り継ぎ先の旅行会社商品造成担当者等を招請し、福島空港を活用した旅行商品造成を働きかけるため、空港を利用したモデルツアーの実施や県内観光業者等との商談を実施し、旅行商品造成へつなげる。

②メディアタイアップ旅行商品造成支援事業

大阪、九州・沖縄、四国等の地域からの認知拡大・誘客を促進するため、定期便及びチャーター便を活用した福島空港を利用する旅行商品の造成・催行に合わせてプロモーションを実施。

③県政150周年記念定期路線利用拡大事業

定期便就航地である大阪、北海道において観光情報・復興状況を発信するとともに、団体ツアーを催行し「福島の今」を体感してもらう。

i) 風評動向調査

ii) 体験等企画実施

iii) 情報発信コンテンツ作成

②外部人材活用

震災と復興を未来へつむぐ高校生語り部事業

①地域課題探求学習

福島県内の高校生に対し、復興の現状や食品等の安全性確保の取組、地域の魅力について理解を深める。外部講師による震災の風化防止、記憶の継承等に係る震災関連事業や風評払拭に取り組む企業等の声を聴く機会設け高校生語り部育成につなげる。

②県外、海外の学校との交流

高校生が地域課題研究学習で学んだ震災・復興や県産品の安全性について、県外海外の高校生へ語り部活動を行う。

③伝承館を利用した教員対象指導法研修会の充実

語り部となる高校生を育てることを目的として、教員向けに指導法研修会を実施する。

ii) 地域の語り部の育成

地域情報発信交付金

(復興庁企画・国会・風評リスクミ・広報班)

事業概要・目的

- 「第2期復興・創生期間」以降における基本方針（抄）
 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組
 - (1) 原子力被災地域
 - ⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
福島県の地方公共団体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組について、これまでの取組の効果等を踏まえ、より効果的な情報発信となるよう見直した上で強力に支援することにより、徹底した情報発信による理解醸成を促進する。
 - 地方公共団体が自らの創意工夫によって行う、復興・創生に向けた取組や、食品等の安全性等の情報と地域の魅力に関する情報を併せて発信する取組を支援することにより、主に福島県外に対して、福島県の復興の現状や安全性、地域の魅力を継続的に発信する環境整備を支援し、地域が主体的に情報発信できる体制を整えるとともに、福島県の原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島県の復興・再生を加速化させることを目的とする。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象自治体
福島県及び福島県内の全市町村（59市町村）
- (2) 事業メニュー
 - ①【情報発信事業】
 - i) 風評動向調査
 - ii) 体験等企画実施
 - iii) 情報発信コンテンツ作成
 - ②【人材活用事業】
 - i) 企画立案のための外部人材の活用
 - ii) 地域の語り部の育成
- (3) 交付率 1/2※
※ただし、交付限度額と比較していずれか低い額（別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり）

資金の流れ



期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島県の復興・再生を加速することが期待される。

福島再生加速化交付金（第69回）
《既存ストック活用まちづくり支援 第13回》
の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：2百万円 国費：2百万円

※2町（2事業）に対する交付可能額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

南相馬市及び川俣町において、空き家の建物状況調査（インスペクション）を行います。

【南相馬市】

小高区・原町区の一部地域において空き家のインスペクションを実施。

《0.45(百万円)》

【川俣町】

川俣地区等において空き家のインスペクションを実施。

《1.09(百万円)》

《別紙資料》

・別紙：既存ストック活用まちづくり支援事業の概要

本件連絡先

復興庁制度班

高藤、松岡

電話：03-6328-0250

事業概要・目的

- 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりのさらなる進展を図るために、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックを有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を支援する。

資金の流れ



※一部事業メニューについては復興拠点6町村のみが対象

期待される効果

- 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に加えて、多様な人材が既存ストックの利活用による賑わい・魅力の創出について検討・協議する場の立上げ、試行実証等を支援する。

これにより、官民連携による既存ストック活用のエリアマネジメントの自立・自走を促進し、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速させることが期待できる。

事業イメージ・具体例

(1) 対象地域・団体

| 事業 | 対象地域・交付団体 | 事業実施主体 |
|--------|-----------|---|
| ① ② | ・被災12市町村 | ・被災12市町村 ・帰還・移住等環境整備推進法人 |
| ③ ④ | ・復興拠点6町村 | ・復興拠点6町村 ・帰還・移住等環境整備推進法人 ・プラットフォームを構成する者(④のみ) |

(2) 対象費用

- ① 建物状況調査（インスペクション）に要する費用
- ② 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に要する費用 ※事前に既存ストックに関する実態調査を行った場合に限る
- ③ 官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討に要する費用
- ④ プラットフォームの検討に基づく社会実験に要する費用

(3) 補助率

- ① 定額（上限15万円／件）
- ② 3／4
- ③ 定額（上限2,000万円）
- ④ 3／4（1事業あたり1年間に限る。）



記者発表資料
令和8年4月8日
復興庁

福島再生加速化交付金（第69回）《浜通り地域等産業発展環境整備事業第7回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費 502百万円、国費 246百万円

※福島県に対する交付可能額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

福島県において、イノベ構想の取り組みに関する情報発信や担い手の拡大に向けた事業を実施するとともに、浜通り地域等でのイノベーション創出を促進するための起業・創業を支援します。

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第69回）《浜通り地域等産業発展環境整備事業（第7回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）事業の概要

本件連絡先

復興庁経済産業班

芳田、重力、鈴木、宮本

電話：03-6328-0272

福島再生加速化交付金（第69回）≪浜通り地域等産業発展環境整備事業（第7回）≫市町村等別交付可能額

(単位：百万円)

| 県及び市町村名 | 事業費 | 交付可能額【国費】 |
|---------|-----|-----------|
| 福島県 | 502 | 246 |
| 計 | 502 | 246 |

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）

事業概要・目的

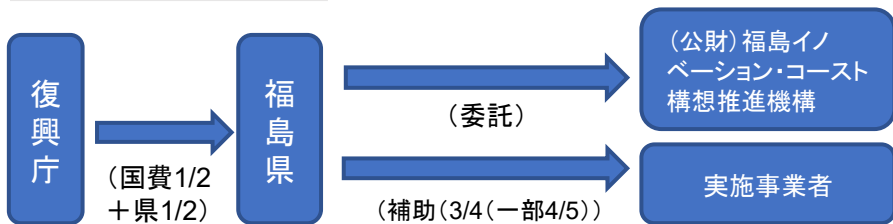
- 「第2期復興創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(抄)
- ⑤福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建(抜粋)
 - ・継続して起業・創業や県外からの企業進出が進み、それら企業の経済活動が地元企業に波及効果をもたらし、地元企業や進出企業いずれも持続的に稼げるような環境整備が重要である。
 - ・あわせて、市町村等と連携しこの地ならではの特色に着目することを基本理念とする「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を踏まえつつ、市町村の枠を超えた広域的連携の下で移住者や交流人口・関係人口を拡大し、企業の雇用・事業機会創出等につなげていく。(P16 1.(1)⑤)
- 福島イノベーション・コースト構想の具現化に向けて、交流人口拡大、関係者の連携強化に係る新たな産業の創出や産業集積の活性化に資する取組について、福島県が行う調査から実証までの取組について、一貫した支援を実施することで、同構想の加速化及び地元の復興・再生に寄与することを目的とする。

事業イメージ・具体例

- 福島イノベーション・コースト構想を推進するため、以下の事業を実施。
- I. 浜通り地域等における担い手拡大推進事業
 - ・福島イノベーション・コースト構想の取組について、国内外への情報発信を行うなどによりイノベ構想の拠点等への来訪を促し、担い手となりうる潜在層を掘り起こす。
- II. 地域イノベーション創出事業
 - ・イノベ拠点の活動の順次開始等を踏まえ、浜通り地域等での起業・創業に繋がるアイデアの掘り起こし、専門家によるハンズオン支援、試作品製造等の助成、関係機関の連携した支援体制の構築等を実施。



資金の流れ



期待される効果

- 浜通り地域等において、新たな事業展開や起業・創業を支援する環境を整備し、構想の認知度を高める。
- 起業・創業を伴走支援することにより、浜通り地域等への企業進出や産業集積を促進する。